

令和 4 年度第 2 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 2 月 2 7 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

保健福祉部介護福祉課〔内線 2 4 3 2〕

|  |  |
|--|--|
| <b>① 件 名</b>   |  |
| 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税及び介護保険料の減免措置期間の延長について   |  |
| <b>② 施策を必要とする背景及び目的（理由）</b>  |  |
| <p>【背景】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方を対象に、令和 2 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が設定されている保険税（料）を減免してきたが、今般、令和 4 年度相当分の保険税（料）で、令和 4 年度末に資格を取得したこと等により令和 5 年 4 月以後に納期限が到来するものについても財政支援の対象とする取り扱いが示された。</p> <p>【目的】</p> <p>国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担の軽減を図る。</p>  |  |
| <b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>   |  |
| <p>【根拠法令】</p> <p>国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 3 5 年厚生省令第 1 0 号）<br/>         介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 1 2 年厚生省令第 2 6 号）<br/>         新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例（令和 2 年条例第 4 8 号）<br/>         新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例（令和 2 年条例第 4 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p> |  |
| <b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>  |  |
| 令和 2 年 4 月   | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について（厚生労働省保険局、総務省自治税務局事務連絡）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について（厚生労働省老健局事務連絡）</p>  |
| 5 月  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について（厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例制定（公布の日から施行、令和 2 年 2 月 1 日遡及適用）</p> <p>令和 2 年度第 4 回庁議報告（減免の実施について）</p>   |
| 令和 3 年 3 月   | <p>国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援延長通知（厚生労働省保険局事務連絡）</p> <p>介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援延長通知（厚生労働省老健局事務連絡）</p> <p>令和 2 年度第 2 4 回庁議審議（減免期間の延長について）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）</p> |
| 令和 4 年 3 月   | <p>国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援延長通知（厚生労働省保険局事務連絡）</p> <p>介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援延長通知（厚生労働省老健局事務連絡）</p>   |

|  |  |
|--|--|
| 令和5年2月   | 務連絡)<br>令和3年度第24回庁議審議（減免期間の延長について）<br>新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び<br>新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正<br>（令和4年4月1日施行）<br>国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援延長通知（厚生労働省保険局事務<br>連絡）介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援延長通知（厚生労働省老<br>健局事務連絡） |
| ⑤ 主な内容   |  |
| 1 減免対象者の要件、減免割合及び減免の実施方法については従前のおり。<br>2 減免の対象となる保険税（料）<br>令和4年度の保険税（料）のうち、令和5年4月以降に納期限が設定されているもの。<br>（令和6年3月31日まで）  |  |
| ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）  |  |
| <b>【影響・効果】</b><br>国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長することにより、新型コロナウイルス感染症の<br>影響により収入が減少した被保険者の経済的負担の軽減を図られる。<br><br><b>【市財政への負担】</b><br>国民健康保険税及び介護保険料の減免措置に係る財政支援予定：特別調整交付金 10 / 10 |  |
| ⑦ 他の自治体の政策との比較検討   |  |
| 県内各自治体、後期高齢者医療広域連合においても減免措置を延長する予定。  |  |
| ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日   |  |
| 令和5年3月 市議会第1回定例会に新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の<br>減免に関する条例及び新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免<br>に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和5年4月1日）   |  |
| ⑨ その他  |  |
|  |  |